別添２

電子記録債権・振込への切替えはお早めに！

2026年の手形の利用廃止

小切手の全面電子化へ

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込

お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント1 政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

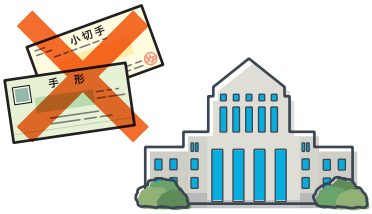

※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント2 手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。

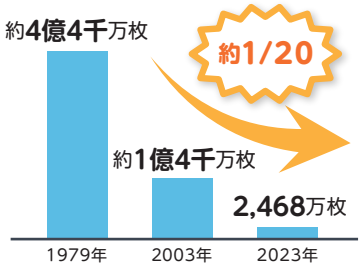

※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント3 電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)

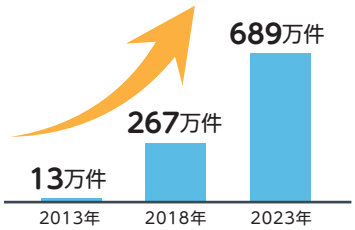

※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁 Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所 The Japan Chamber of Commerce and Industry

一般社団法人 全国銀行協会 JBA JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank 信用組合 しんくみ

受取・支払企業の双方にメリット！

電子化で負担のない取引へ！

紙の手形を電子記録債権（でんさい等）に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。

支払企業

コスト削減
- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務負荷軽減
- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減
- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能
- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要

受取企業

資金繰りの円滑化
支払い期日に自動入金。電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは簡単3ステップ！

電子的決済サービス導入の流れ（支払利用）

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1 取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。

STEP 2 取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。

STEP 3 取引金融機関への申込／社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 管理手順
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 初期設定

令和７年６月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化への対応について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当金庫の業務運営に関しましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当金庫を含む金融機関では、政府の「成長戦略実行計画」等を踏まえ、令和８年度末までの「手形・小切手機能の全面的な電子化」に取り組んでいます。
　お客さまにおかれましても、令和８年度末までに「紙の手形・小切手を電子決済サービスに移行する」ことが必須になりますので、お早めのご対応をお願い申し上げます。
　なお、当金庫では電子決済サービスへの移行に伴う対応として、「でんさい」や「インターネットバンキング」の取扱いをいたしております。ご不明な点やご相談がございましたら、下記の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。
　今後もお客さまに安心してご利用いただけるよう一層の利便性向上につとめてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬　具

TOKYO BAY SHINKIN

令和８年３月までに紙の手形・小切手から
電子決済サービスへの移行をお願いいたします。

１．手形・小切手の発行終了日：令和８年３月３１日（火）

２．その他の対応日

概　　要	実施時期
イ．令和９年４月以降を期日とする手形割引の新規受付停止	令和７年７月１日
ロ．令和９年４月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の終了	令和７年７月１日
ハ．手形・小切手の振出期限の設定 ※最終的な振出可能期限：令和８年９月３０日まで	令和８年１０月１日

３．代替案

イ．『でんさい』	ロ.『インターネットバンキング』	ハ.「口座振込」
「でんさい」とは、手形に代わる電子記録債権です。紙の約束手形と同等の機能を持つ支払い手段として、手形振出しや取立てなどの事務手続きを簡略化でき、郵送料や印紙代も不要であり、紛失や盗難の心配もありません。また、手形と違い必要な分だけ分割して譲渡や割引ができるなど手形より柔軟に資金化しやすい特徴があります。ご利用にはお客さまのお取引先も金融機関での「でんさい」の契約が必要です。 参考：ご利用手数料 ・基本手数料：年 13,200 円 法人向けインターネットバンキングをご契約の場合、基本手数料は無料です。 ・発生記録他行宛 660 円（1 件）	法人向けインターネットバンキングはパソコンによる簡単な操作で残高照会や振込などが利用いただける個人事業主・法人のお客さま向けサービスです。 専用ソフトは不要でご利用いただけます。 効率的な経理事務、資金管理が可能です。 振込手数料が窓口・ATM よりお得です。 参考：ご契約利用料（１契約） ・都度振込のみの場合 年 13,200 円 ・給与振込・総合振込・都度振込を行う場合 年 66,000 円 振込ご利用手数料（1 件） ・会員他行宛 165 円（5 万円未満） ・会員他行宛 330 円（5 万円以上） ・非会員他行宛 275 円（5 万円未満） ・非会員他行宛 440 円（5 万円以上）	窓口や ATM での口座振込手続です。預貯金口座を持つ受取人への送金には口座振込が便利です。 参考：ご利用手数料（1 件） 【窓口振込】 ・会員他行宛 660 円（5 万円未満） ・会員他行宛 660 円（5 万円以上） ・非会員他行宛 660 円(5 万円未満) ・非会員他行宛 880 円(5 万円以上) 【ATM 振込】 キャッシュカード・ローンカードによる場合 ・会員他行宛 440 円（5 万円未満） ・会員他行宛 440 円（5 万円以上） ・非会員他行宛 440 円(5 万円未満) ・非会員他行宛 660 円(5 万円以上)

ご不明な点やご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。